

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。
- (b) この節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (c) この節の規定に関連する問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二十条 第十五章の規定の不適用

この節の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第二十一条 前節の規定との関係

この節の規定は、前節に規定する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第四章 原産地規則

第二十二条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。

- (a) 第三十八条に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品

- (b) 一方又は双方の締約国の区域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書四に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
- (d) 一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除く。）であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書四に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従つて決定される当該産品の域内原産割合が五十パーセント以上であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。
 - (i) 当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であつても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて組み立てられた産品として分類されること。
 - (ii) 当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明

示的に記述していること。

- 2 この章の規定の適用上、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同附属書に定める他の要件を満たす製品の生産は、一方又は双方の締約国の区域において完全に行われなければならない。また、当該製品の域内原産割合は、一方又は双方の締約国の区域において完全に満たされなければならない。

第二十三条 域内原産割合

- 1 4及び第二十六条に規定する場合を除くほか、製品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。

- 2 取引価額方式による製品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。

「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であつて本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であつて、次条の規定に従つて決定されたものをいう。

3 2の規定の適用上、生産者が産品を直接輸出しない場合には、当該産品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整する。

4 産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従つて決定する。

5 生産者は、次の(a)又は(b)のいずれかの期間において、統一システムの同一の号に分類される一又は二以上の産品であつて、当該生産者が一方の締約国の区域における同一又は二以上の工場で生産するものに関して、これらの産品のすべてについて又はこれらの産品のうち他方の締約国に輸出される産品のみについて域内原産割合を平均することができる。

(a) 当該生産者の会計年度又は会計期間

(b) 一箇月、二箇月、三箇月、四箇月又は六箇月のいずれかの期間

第二十四条 材料の価額

1 材料の価額は、

(a) 当該材料の取引価額とする。

(b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

2 材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、

(a) 3に規定する場合を除くほか、製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b) 製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3 生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、

当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運

賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

4 製品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。

(a) 製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額

(b) 第二十六条の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額

第二十五条 僅少きんの非原産材料

1 製品の生産に使用する非原産材料であつて、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該製品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従つて調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該製品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該製品は、原産品とする。

2 1に規定する製品が域内原産割合の要件の対象ともなる場合には、当該製品の域内原産割合を決定する

に当たって1に規定する非原産材料の価額の総額を計算に入れるものとし、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを要する。

3 附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる産品は、すべての非原産材料の価額の総額が当該産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下である場合には、当該要件を満たすことを要しない。

4 1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 統一システムの第五〇類から第六三類までの産品

(b) 統一システムの第一類から第二七類までの産品。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品（統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二七類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。

5 統一システムの第五〇類から第六三類までの産品であつて、その関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料に含まれる当該繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の七パーセ

ント以下である場合には、原産品とする。

第二十六条 中間材料

1 製品の生産者は、第二十三条の規定に従って製品の域内原産割合を決定するに当たり、製品の生産に使用する自己生産の材料を中間材料として指定することができる。

2 中間材料が第二十二条1(d)又は附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる場合には、中間材料の価額は、次のいずれかのもとする。この場合において、当該中間材料の域内原産割合は、同附属書に定める域内原産割合から五パーセントを減じた割合以上でなければならない。

(a) 製品の生産者が生産するすべての製品に関連して生ずる総費用のうち、第十条に規定する統一規則に従って当該中間材料に合理的に配分することができるもの

(b) 総費用を構成する費用のうち当該中間材料に関連して生ずるものであって、第十条に規定する統一規則に従って合計したもの

第二十七条 累積

産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料

の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第二十二条の規定に適合することとなることを条件とする。

第二十八条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合には、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの材料が原産材料であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している締約国の区域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他作業を除く。）も行われなるときは、これらの産品が原産品であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

3 代替性のある産品又は材料についての在庫管理方式は、次のいずれかの方式とする。

(a) 「先入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最初に搬入されたものから順に数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出されたものとみなす在庫管理方式をいう。

(b) 「後入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最後に搬入されたものからさかのぼって数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出されたものとみなす在庫管理方式をいう。

(c) 「平均方式」とは、4に規定する場合を除くほか、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料について、次の計算式により算定する割合に基づいて原産品又は原産材料であるか否かを決定する在庫管理方式をいう。

$$\text{ROM} = \frac{\text{TOM}}{\text{TONM}} \times 100$$

この場合において、

「ROM」とは、代替性のある原産品又は原産材料の数量の割合をいう。

「TOM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品又は原産材料の合計数量をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品及び非原産品又は代替性のある原産材料及び非原産材料の合計数量をいう。

4 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の生産に使用される代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額は、次の計算式により算定する割合に基づいて決定する。

$$RNM = \frac{TNM}{TONM} \times 100$$

この場合において、

「RNM」とは、代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額の割合をいう。

「TNM」とは、搬出前の在庫における代替性のある非原産材料の価額の総額をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産材料及び非原産材料の価額の総額をいう。

5 3に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第二十九条 セット、キット又は複合的な産品

1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品及び統一システムの品目表にセット、キット又は複合的な産品として明示的に記述される産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、原産品とする。

2 1の規定にかかわらず、セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての非原産品の価額の総額が当該セット、キット又は複合的な産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該セット、キット又は複合的な産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該セット、キット又は複合的な産品は、原産品とする。

3 この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十条 間接材料

間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とする。間接材料の価額は、製品の生産者の会計記録に記載される間接材料の費用とする。

第三十一条 附属品、予備部品及び工具

1 産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品又は工具が送り状において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る送り状が当該産品の送り状と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に依じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十二条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

2 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品を船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器については、次の事項を決定するに当たって考慮しない。

(a) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否か。

(b) 当該産品が域内原産割合の要件を満たしているか否か。

第三十四条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われることのみを理由として原産品としてはならない。

- (a) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈
- (b) 産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）
- (c) ふるい分け、分類又は選択
- (d) こん包、再こん包又は小売用の包装
- (e) セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集
- (f) 印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用
- (g) 洗浄（粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。）
- (h) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集。単なる収集には、包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ分解された原産品の部品及び構成産品を収集することは含まない。

(i) 部品又は構成成品への製品の単なる分解。包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられた原産品を分解することは、単なる分解とはみなさない。

2 この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十五条 積替え

1 原産品は、第二十二条に定める要件を満たす生産が行われた場合であっても、次に掲げるときは、非原産品とみなす。

(a) 生産された後、両締約国の区域外において更なる生産又は作業（積卸し又は当該原産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。）が行われるとき。

(b) 一又は二以上の第三国において積替え又は一時蔵置が行われる場合において、当該原産品が継続して当該第三国の税関当局の監督下にないとき。

2 原産品が1の規定により原産品としての資格を失っていないことについては、輸入締約国の税関当局に対して証拠を提出する。

第三十六条 適用及び解釈

1 この章の規定の適用上、

(a) 関税分類は、統一システムに従ったものとする。

(b) 産品又は材料の取引価額の決定は、関税評価協定に従って行う。

(c) この章に規定するすべての費用の記録及びそれらの費用を記録したものの保管は、産品が生産される

締約国において適用される一般的に認められている会計原則に適合して行われなければならない。

2 この章の規定の適用上、産品又は材料の取引価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、

(a) 関税評価協定の原則は、状況に応じ必要な変更を加えて国内取引に適用する。

(b) この章の規定は、関税評価協定の規定との間に相違がある場合には、その相違の限りにおいて、関税

評価協定の規定に優先する。

第三十七条 小委員会、協議及び修正

1 この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置す

る。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章及び次章の規定の実施及び運用に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(b) 次の事項に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) 原産品であるか否かの決定に関連する関税分類及び関税評価に係る事項

(ii) 第三十九条に規定する原産地証明書

(c) 原産品であるか否かの決定に関連する問題に係る正当な根拠に基づいていずれかの締約国が提案する附属書四の修正に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d) 第十条に規定する統一規則に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e) この章及び次章の規定に関連する他の事項であって両締約国が合意するものについて検討すること。

- (f) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (g) 合同委員会が第六十五條の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 4 小委員会の勧告は、第六十五條の規定に従つて必要な措置がとられるよう合同委員会に送付する。
- 5 両締約国は、この章及び次章の規定が効果的かつ一律に適用されることを確保するため、この協定の規定、精神及び目的に従つて協議し、及び協力する。
- 6 合同委員会は、小委員会が3(c)の規定に従つて勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書四の修正を第六十五條2(e)(i)の規定に従つて採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によつて確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。

第三十八條 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定（その改正を含む。）をいい、その解釈に係る注釈を含む。

- (b) 「直接経費」とは、産品に直接関連して一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接材料費及び直接労務費以外のものをいう。
- (c) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
- (i) 当該締約国において登録されていること。
 - (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分が当該締約国若しくは当該締約国の公的機関又は当該締約国の国民若しくはは企業に属するものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
 - (v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

- (d) 「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。
- (e) 「代替性のある産品」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品であつて、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが實際上不可能なものをいう。
- (f) 「代替性のある材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが實際上不可能なものをいう。
- (g) 「一般的に認められている会計原則」とは、収入、支出、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関連し、締約国において一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な規準、慣行及び手続であることを妨げない。
- (h) 「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品」とは、次のものをいう。
 - (i) 一方又は双方の締約国の区域において採取される鉱物性生産品
 - (ii) 一方又は双方の締約国の区域において収穫される植物性生産品

- (iii) 生きている動物であつて、一方又は双方の締約国の区域において生まれ、かつ、成育されたもの
- (iv) 一方又は双方の締約国の区域において狩猟又は漁ろうにより得られる産品
- (v) 締約国の船舶により、当該締約国の領海外の海から得られる魚介類その他の水産品
- (vi) 締約国の工船上において(v)に規定する産品から生産される産品
- (vii) 締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底を開発する権利を有することを条件とする。
- (viii) 次の(A)又は(B)から生じ又は得られる廃品及びくず
 - (A) 一方又は双方の締約国の区域における生産
 - (B) 中古の産品であつて、一方又は双方の締約国の区域において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。
- (ix) 一方又は双方の締約国の区域において専ら(i)から(viii)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）
- (i) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該産品に物理的に組み込まれ

ないものに限る。)又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物
いい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型
- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパ
ンド材その他の材料
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 製品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 製品に組み込まれていないその他の物であって、当該製品の生産における使用が当該生産の一部で
あると合理的に示すことのできるもの

(j) 「間接費」とは、一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接経費、直接労務費及び直接材料費以外のもの

のをいう。

(k) 「中間材料」とは、製品の生産に使用される自己生産の材料であつて、第二十六条の規定に基づいて指定されるものをいう。

(l) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。

(m) 「船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(n) 「生産者の所在地」とは、ある産品について、当該産品が生産される工場をいう。

(o) 「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(p) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、栽培、採掘、収穫、漁ろう及び狩猟を含む。

(q) 「自己生産の材料」とは、製品の生産者が生産する材料であつて当該産品の生産に使用するものをいう。

(r) 「総費用」とは、次の費用の合計であつて、一般的に認められている会計原則及び第十条に規定する

統一規則に従って算定されるものをいう。

- (i) 製品の生産に要する直接材料費
- (ii) 製品の生産に要する直接労務費
- (iii) 製品に合理的に配分される当該製品の直接経費及び間接費（当該製品の費用に含めるべきでない経費を除く。）

(s) 「製品の取引価額」とは、製品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して製品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、製品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

(t) 「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生

産者を関税評価協定に規定する買手とする。

(u) 「使用」とは、製品の生産における使用又は消費をいう。

第五章 原産地の証明及び税関手続

第一節 原産地の証明

第三十九条 原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a) 次条に規定する原産地証明書

(b) 第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA 原産地証明書

1 両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2 1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3 1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4 輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団

体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であつて当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5 権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従つて申請が行われる場合には、産品が輸出された後であつても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6 輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によつて

再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7 輸入締約国に輸入される製品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であつて製品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a) 原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b) 第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特惠待遇を要求された製品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c) 権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国

に提供すること。

第三十九条のB 原産地申告

1 第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b) 当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む。）。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。

4 認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であつて当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があつた場合には、当

該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに関する必要な全ての情報を提供する。

- 5 両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。

当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

- 6 認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後、当該産品の原産地申告を作成することができる。

- 7 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消

さなければならぬ。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であつて製品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第三十九条のC 原産地証明の有効性

輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかつたことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第四十条 輸入に関する義務

1 この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される製品について関

税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

- (a) 有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。
- (b) 申告を行う際に原産地証明を所持すること。
- (c) 税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。
- (d) 申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

輸入者は、第三十九条の規定にかかわらず、第十条に規定する統一規則の附属書二―Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。

2 一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に關税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従

い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

第四十一条 輸出に関する義務

1 各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合、第三十九条のA4の生産者がその申告書に係る原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合又は原産地申告を作成した第三十九条のB2の認定輸出者が当該原産地申告に記載された産品が原産品でないと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が当該原産地証明書又は当該原産地申告を提供した全ての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書又は当該原産地申告の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第十条に規定する統一規則に定める方法によって行う。当該通報が第十四条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者、当該生

産者又は当該認定輸出者が正当に依拠することのできた事実であつて産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給又は原産地申告の作成の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者は、不正確な原産地証明書又は原産地申告を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2 各締約国は、第三十九条のA3の輸出者、同条4の生産者、第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供した生産者又は同条2の認定輸出者が、産品が原産品であること及びこの協定に定めるその他の要件が満たされていることを証明する全ての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。

第四十二条 例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条のA、第三十九条のB及び第四十条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

- (a) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない製品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。
- (b) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない製品の商業上の輸入に当たらない輸入
- (c) 輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した製品の輸入

第二節 運用及び執行

第四十三条 記録の保管

1 各締約国は、第三十九条のA3の輸出者又は同条4の産品の生産者であつて原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特惠待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の(a)から(c)までの事項に関する記録を含める。

- (a) 輸出される製品の購入、当該製品に係る費用、当該製品の価額及び当該製品に係る支払
 - (b) 輸出される製品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払
 - (c) 輸出される形態での製品の生産
- 2 各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後五年間、当該原産地申告を作成した商業上の文書の写し及び第四十一条2に規定する文書を保管することを確保する。
 - 3 各締約国は、製品の生産者であつて第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後五年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該製品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。
 - 4 各締約国は、輸入する製品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者が、当該製品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該製品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。
 - 5 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原

産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。

第四十四条 原産品であることについての確認

1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。

(b) 輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であつて、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。

(c) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びその

ため当該製品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d) 両締約国が合意するその他の方法

2 輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後六箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

4 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、1(b)の質問書を送付する。

5 1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6 1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

7 輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するために多くの情報を必要とするとき、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

8 (a) 6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定

するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特惠待遇を与えないこととすることができる。

(b) 6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

9 1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。

10 輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11 10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 12 11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日よりも前に書面により通報する。
- 11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも十日前までに書面により通報する。
- 13 輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から二十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 14 輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当

該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

15 輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

16 両締約国は、1に規定する確認の過程において、産品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。

17 1に規定する輸出者又は産品の生産者は、産品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供するように要請することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は産品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。

18 輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。

輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは製品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める四十五日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から四十五日の間とする。

輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。

19 1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。

20 輸入締約国の税関当局は、輸出者、製品の生産者若しくは輸出締約国の権限のある政府当局が製品の生

産に使用された材料が原産材料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該産品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。

21 各締約国は、自国の税関当局を通じ、産品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原則に従って域内原産割合についての確認を行う。

22 輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手續を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出处者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

23 輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする場合には、当該輸出处者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により書面による決定を送付する。

24 1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて産品が原産品でないとは決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする前に、その産品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報提出するための期間として書面による決定の受領の日から三十日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により送付される。

25 輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返して行っていたことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され、又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した者又は原産地申告を作成した者及び輸出締約国の権限の

ある政府当局に通報する。

26 輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する1(b)の質問書への回答は、英語で行う。

第四十五条 秘密性

1 各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十六条 罰則

各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であつて前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。

第四十七条 審査及び上訴

各締約国は、自国の輸入者が国内法令に従つて次の審査を受けることができることを確保する。

(a) 当該締約国の税関当局の決定に対する少なくとも一の審級における行政上の審査。ただし、当該審査は、審査の対象となつている決定を行った職員又は部局と異なる職員又は部局によつて行われることを条件とする。

(b) (a)に規定する決定に対する司法当局又は準司法当局による審査

第四十八条 輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる

る。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条のA5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条 定義

1 前節及びこの節の規定の適用上、

(a) 「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であつて、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。

(b) 「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。

(c) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給若しくはその発給を行う団体の指定又は第三十九条のBに規定する認定輸出者の認定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。

(d) 「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をい

う。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

(e) 「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。

(f) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(g) 「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h) 「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であつて当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i) 「関税上の特惠待遇」とは、この協定に従つて原産品について適用する関税率をいう。

(j) 「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であつて締約国に所在するものをいう。

(k) 「有効な原産地証明書」とは、第三十九条のA1に規定する様式による原産地証明書であつて、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者により記入され、かつ、署名され、

輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

(1) 「有効な原産地申告」とは、前節の規定に従い認定輸出者により作成された原産地申告をいう。

(m) 「有効な原産地証明」とは、有効な原産地証明書又は有効な原産地申告をいう。

(n) 「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節 貿易の円滑化のための税関協力

第五十条 貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

(a) 情報通信技術を利用すること。

(b) 税関手続を簡素化すること。

(c) 税関手続を、関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。